

茨城労働局発表
令和8年1月13日(火)

【照会先】

茨城労働局労働基準部賃金室
室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
(直通電話) 029(224)6216

令和7年度茨城県特定(産業別)最低賃金の改正答申について

茨城地方最低賃金審議会(会長 清山 玲)は、「鉄鋼業」など3つの業種に係る特定(産業別)最低賃金の改正について、それぞれに専門部会を設置し調査審議を重ねて、本年1月9日(金)までに、別表のとおり時間額を引き上げる答申を茨城労働局長(佐藤 悅子)に対し行いました。

改正後の特定(産業別)最低賃金は、答申内容の公示等所要の手続を経て、「鉄鋼業」と「機械器具製造業等」が本年3月1日(日)から、「電気・精密機械器具等製造業」が本年3月19日(木)から、効力が発生する予定です。

(別表)

茨城県特定（産業別）最低賃金の答申額等

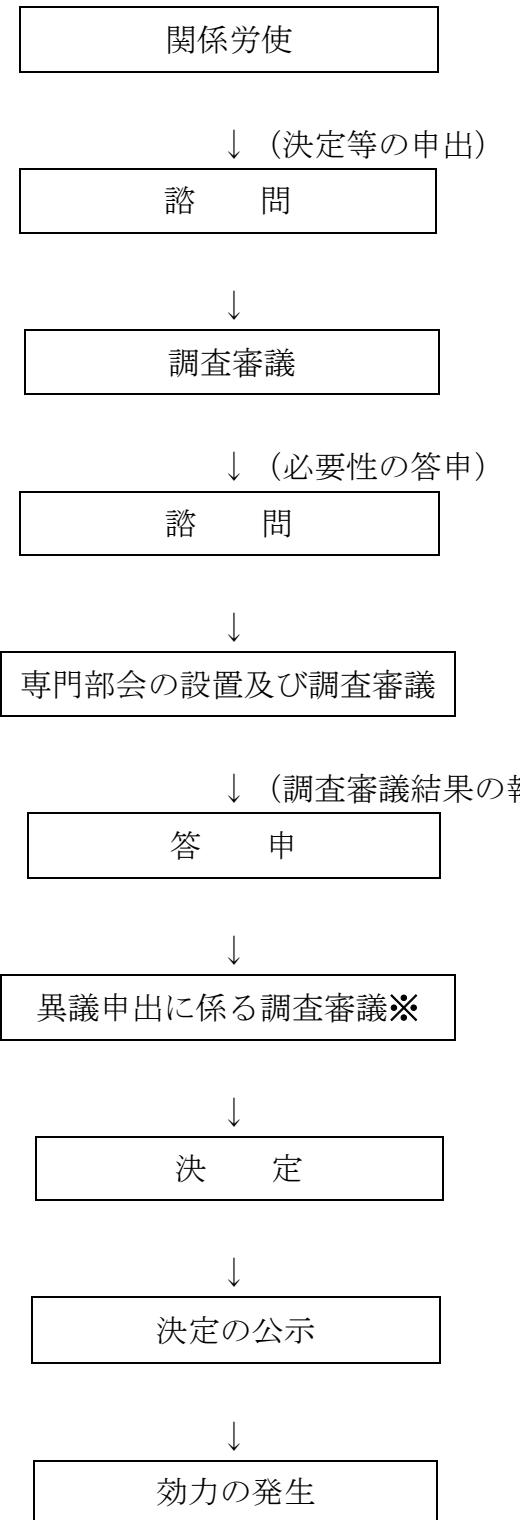
茨城労働局

件 名	答申日	時間額 (引上げ額)	効力発生 予定日
鉄 鋼 業	令和 7 年 12 月 22 日	1, 166 円 (68 円)	令和 8 年 3 月 1 日
はん用機械器具、生産用機械器具 業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	令和 7 年 12 月 23 日	1, 105 円 (50 円)	令和 8 年 3 月 1 日
計量器・測定器・分析機器・試験 機・理化学機械器具、医療用機械 器具・医療用品、光学機械器具・ レンズ、電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具、時計・同部分品製造業 (電気・精密機械器具等製造業)	令和 8 年 1 月 9 日	1, 115 円 (63 円)	令和 8 年 3 月 19 日

※各種商品小売業の特定最低賃金については、令和 7 年度は改正が行われません。そ
のため、令和 7 年 10 月 12 日から茨城県最低賃金(時間額 1,074 円)が適用されて
います。

＜参考＞

特定（産業別）最低賃金の改正手続の流れ



※関係労使から異議申出があった場合に開催される

(写)

令和7年12月22日

茨城労働局長
佐藤 悅子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年11月14日付け茨労発基1114第1号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの
結論に達したので答申する。

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

　イ　清掃又は片付けの業務

　ロ　手作業による製品の洗浄又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,166円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月1日

写

令和 7 年 12 月 23 日

茨城労働局長
佐藤 悅子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 12 月 8 日付け茨労発基 1208 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの
結論に達したので答申する。

別紙

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃、片付け又は賄いの業務

　ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

　ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,105円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月1日

(写)

令和8年1月9日

茨城労働局長
佐藤 悅子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部
品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年11月14日付け茨労発基1114第1号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの
結論に達したので答申する。

別紙

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) (1)、(2)、(3) 又は (7) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は貯いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,115円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和8年3月19日